

「地域維持の担い手」インセンティブ発注について

公共施設の老朽化が進み、その維持・更新の必要性が増す中、公共工事の担い手としての意識が高い事業者を対象としたインセンティブ発注を令和4年4月1日以降の入札公告分より試行します。

記

1 対象工事

次の2条件を満たす工事（再発注案件）※1

- (1) 当初発注において 参加者なし、入札者なし または 予算超過により不調となった工事
- (2) ①～③のいずれかを満たす工事
 - ① 人力による小運搬を含む土木系工事（造園工事、水道施設工事を含む）
 - ② 下水道管渠の布設替え工事
 - ③ 施工期間に制限・指定のある学校施設等、市民が直接利用する施設の改修・更新工事

※1 対象案件には再発注の公告において「地域維持の担い手インセンティブ」の対象案件と記載します。

2 インセンティブ内容

- (1) 対象工事を契約した、翌年度の契約における現場代理人の重複配置の扱いを、**区分Ⅰから区分Ⅱ（優良工事認定を受けた市内事業者）**に、主任技術者の重複配置の扱いを、**区分Ⅰ（優良工事認定を受けた市内事業者）**※2とします。

※3	現場代理人	主任技術者
市内事業者 【 通常 】	当初請負代金 4,000 万円未満の2件 重複配置可能（区分Ⅰ）	当初請負代金 4,000 万円未満は専 任義務無し
市内事業者 【インセンティブ効果】	当初請負代金 8,000 万円未満と 4,000 万円未満の2件重複配置可能 （区分Ⅱ扱い）	当初請負代金 8,000 万円未満と 4,000 万円未満の2件重複配置可能 （区分Ⅰ扱い）

- ※2
- ・ 格付け制度における優良工事認定事業者の加点には反映しません。
 - ・ 大型工事の手持ち件数制限の緩和（1件→2件）には反映しません。
 - ・ インセンティブの付与期間は、対象工事を契約した年度の翌年度中とします。

※3 標記の表はイメージです。配置する現場代理人および主任技術者がすべて同一人物である場合を示しています。

重複配置要件の詳細は「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「入札・契約制度」→「工事」→「入札制度」→「現場代理人及び主任技術者の重複配置について（重複配置の特例）」で確認できます。

（2）土木計画課の工事成績評価において、地域貢献の項目で加点をします。

工事成績評価については「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「検査・工事積算情報」→「検査情報（工事等成績評価）」で確認できます。